

学校運営協議会

趣旨

学校運営協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、聖籠町教育委員会及び校長（園長を含む）の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や子どもたちの健全育成に取り組むものとする。（聖籠町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 第2条）

学校運営協議会開催日程（令和7年度予定）

月	教育委員会主催	せいらう幼稚園	蓮野小学校	山倉小学校	亀代小学校	聖籠中学校
4	第1回学校運営協議会		11日 (金)	10日 (木)	22日 (火)	10日 (木)
5		1日 (木)				19日 (月)
6			20日 (金)		11日 (水)	
7	3日(木)情報交換会			1日 (火)		
8			25日 (月)			
9		4日 (木)		24日 (水)	9日 (火)	30日 (火)
10			1日 (水)		7日 (火)	31日 (金)
11	6日(木)情報交換会					
12						2日 (火)
1			14日 (木)			27日 (火)
2		27日 (金)		17日 (火)	4日 (水)	
3			6日 (金)	17日 (火)	13日 (金)	10日 (火)

学校運営協議会は特別な事情がない限り公開としています。（聖籠町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 第14条）

会議を傍聴する場合は、あらかじめ会長に申し出が必要になります。また、傍聴人は、会議の進行を妨げる行為はしてはなりません。

傍聴を希望される場合は、教育未来課にお問い合わせください。